

## 海外知財の現場

### 『中華人民共和国商標法（改正草案意見募集稿）』から分かった変化

北翔知識産権代理有限公司 商標弁理士 高 翔

『中華人民共和国商標法』は 1983 年に施行が開始され、1993 年 2 月 22 日に第一次改正が、2001 年 10 月 27 日に第二次改正が行われた。2009 年、第三次商標法改正の動きが起こった。国家工商行政管理総局は、国内及び海外の専門家や機構の意見を募集し、深く研究した上、国務院法制事務室に『商標法（改正稿）（意見募集稿）』を提出した。2011 年 9 月 2 日、国務院法制事務室は『中華人民共和国商標法（改正草案意見募集稿）』（以下、『改正草案』と記す。）全文を公表した。2011 年 10 月 8 日までに社会各界から意見を募集し、それに基づき更なる研究及び修正をし、その後国務院常務会議に提出し、審議してもらうという段取りである。

現行商標法と比べると、改正草案には 30 箇所以上の変更があり、主に商標権という権利確定手続の利便性増進、馳名・著名商標保護手続の完備、先行権利保護の強化、悪意による商標登録出願の抑制及び商標権行使の濫用阻止による不正競争の防止などの注目施策を含むものとなっている。主な変更を示す改正草案の関連条文を以下に掲げ、筆者なりのコメントも付ける。

第八条 自然人、法人又はその他の組織の商品もしくはサービスを他の者の商品又はサービスと区別することができる如何なる標識も、商標として登録出願することができ、その標識には、文字、図形、アルファベット文字、数字、三次元標識、色彩、音声、及びこれらの要素の組合せが含まれる。

【コメント】商標として登録できる標識に音声及び色彩を増加した（現行商標法の「色彩の組合せ」に限らない）。

第十条 次に掲げる標識を商標として使用してはならない。

（一）中華人民共和国の国名、国旗、国章、軍旗、又は勳章と同一若しくは類似のもの、及び中央国家機関の名称、標識及びその所在地の特定地名又は代表的な建築物の名称及び設計と同一のもの。

【コメント】現行商標法には「中央国家機関の所在地の特定地名」だけとなっているが、改正草案はその範囲を広めた。

（六）民族・種族差別扱いの性格を帯びたもの。

【コメント】改正草案は「種族差別扱いの性格を帯びたもの」を増やしたが、実務上、現在でも商標局は「種族差別扱いの性格を帯びた」商標を全部拒絶している。その根拠条文となっているのは、第十条第八項「社会主義道徳風習を害し、又はその他の有害な影響を及ぼすもの」である。

(七) 欺瞞性を帯び、商品の品質や産地などの特徴に関して公衆の誤認を招きやすいもの

【コメント】現行商標法では「商品の宣伝において、誇大性及び欺瞞性を帯びたもの」となっているが、改正草案は元の「誇大宣伝」を削除し、「欺瞞性を帯びた」商標の登録禁止を強調するという変更をした。しかも、「欺瞞性」が具体的にどのような状況を指しているのかについても明確にした。

第十一条 次に掲げる標識を商標として登録してはならない。

(一) 当該商品の普通に用いられる名称、図形、型番のみからなるもの

(二) 商品の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接に表示したものの

(三) その他の顕著な特徴に欠けるもの

前記第二号、第三号に掲げる標識は、使用により顕著な特徴を取得し、容易に識別可能となった場合は、商標として登録することができる。

【コメント】改正草案では前項第一号に掲げる標識が使用により顕著な特徴を取得し、容易に識別可能となった場合の商標としての登録を排除している点に留意されたい。即ち、「当該商品の普通に用いられる名称、図形、型番」は、いくら使用されても、改定草案によれば、その特別顕著性及び登録性が認められない。

第十四条 馳名商標の認定は商標登録出願、評審、管理など行政手続又は商標民事訴訟手続において、事件当事者の請求により行われる。

【コメント】これは新しい規定である。現行馳名商標認定状況と比較して、行政手続上、「商標登録出願」手続における認定を追加規定している。即ち、商標局は商標登録出願を審査する際に、当事者の請求により馳名商標を認定することができる。裁判所での訴訟手続においては、「商標民事紛争訴訟手続」に限定しており、言い換えれば、商標行政訴訟手続の場合は馳名商標認定請求ができない。まとめていうと、馳名商標に関する規定内容は依然として少なく、且つ詳細な点が必ずしも明確ではないので、さらに細かい規定を補充する必要があるだろう。例えば、馳名商標認定の必要条件に関する規定をより明確にすること、認定時における公示プロセス、認定後の監督プロセスに関する規定を増やすこと、馳名商標の退出制度を導入することなどである。

## 2 著名商標の認定及び保護は地方的法規、地方政府規則に従って行われる。

【コメント】「著名商標」という概念をはじめて導入した。ただし、著名商標認定の法律化は激しく論争されるだろう。その原因の一つとしては、地方の著名商標の認定規則が、通常、馳名商標認定規則と大幅に異なっているためである。

第十六条 商標がそれを使用する商品の地理的表示を含むが、その商品が表示された地域の原産ではなく、公衆に誤認させるときは、登録を拒絶し、かつ、その使用を禁止する。ただし、既に善意によって登録した商標は引き続き有効である。

2 前段落に述べた地理的表示とは、当該商品の原産地、その特有の品質、名声又は主に同地域の自然的若しくは文化的要因によって決定されるその他の特徴を表す標識をいう。

### 3 地理的表示は証明商標又は団体商標として商標登録出願ができ、商標権を取得できる。

【コメント】この条文には第三項が増やされた。これにより、地理的表示が商標として登録される二つの形式、即ち、証明商標又は団体商標、が明確に規定された。

第十九条 国際商標登録出願は中華人民共和国が加入している関連国際条約の規定に従って行われる。具体的な申請方法に関する規定は国務院工商行政管理部門が作成する。

【コメント】中国は1989年10月4日に『標章の国際登録に関するマドリッド協定』に加入し、1995年12月1日に『マドリッド協定議定書』に加入した。現在、実務上、中国商標局の「国際登録処」が中国を基礎国とする国際商標登録出願、中国指定の国際商標登録出願及び他の関連出願を処理している。その法的根拠は2003年4月17日に国家工商行政管理総局により頒布され、2003年6月1日に施行された『マドリッド国際商標登録実施弁法』である。改正草案は第十九条をもってこれを明確に規定した。

第二十条 商標代理組織は法律、行政法規を守り、依頼人の委託に従い商標登録出願手続又はその他の商標手続をするべきであり、依頼人の利益に損害をもたらしてはならない。

【コメント】新しく規定されたこの条文は商標代理組織の責任及び義務を強調している。2003年に国務院が商標代理機構の成立審査及び商標代理人資格の行政審査を取り消した後、統一的な商標代理人資格試験がなくなり、商標代理組織の参入もかなり簡単となった(商標代理組織は所在地における県級以上の工商行政管理部門に成立の申請をし、『企業法人営業免許』又は『営業免許』をもらい、商標局に届け出れば、商標代理業務に携わることができるようになる)。成立前の審査がなくなり、成立後の監督も行き届いていないため、商標代理市場の監督、管理が法律法規に十分指示されておらず、中国は商標代理機構が膨大な数を有しながら、サービスの質が完全に保証できないという局面に立っている。したがって、当該条文の増加は必要なものと思われる。

第二十一条 商標登録出願を行うときは、規定の商品分類表に基づき商標を使用する商品の区分及び商品名称を願書に記載しなければならない。

商標登録出願に関する書類は、紙での書面により又は電子方法により提出することができる。紙での書面により提出する場合、タイプ式のもの又は印刷されたものでなければならない。

【コメント】ここでは「電子方法」による商標登録出願に関する書類の提出が明確に規定されている。将来は「電子方法」による出願はさらに広く利用されると思われる。

第二十二条 商標登録出願人が異なる類の商品に同一商標の登録を出願するときは、商品分類表に従い、登録の出願をしなければならない。

2 一出願における同一商標の多区分の商品・役務に関する登録出願に関する具体的な方法は、国務院工商行政管理部门が規定を作成する。

【コメント】一出願多区分制が導入される可能性がある。そうなれば、もっとも大きな変化となる。ただし、分割出願などには何も触れていない。いつ導入されるか、具体的にどう行われるかはやはり更なる規定を待つしかない。

第二十三条 登録商標を指定商品以外のものに使用する必要があるときは、新たに登録の出願をしなければならない。

【コメント】現行商標法第二十一条は、「登録商標を同じ類の他の商品に使用する必要があるときは、新たに登録の出願をしなければならない」と規定している。それに比べて、改正草案の方は第二十二条の一出願多区分制に呼応している表現だと思われる。

第二十五条 商標登録出願の出願日は、商標局が申請書類を受信した日とする。

【コメント】これは現行『商標法実施条例』第十八条の規定を改正草案に移したものである。

第二十六条 商標局が初歩審査で登録と査定し、公告を決める前は、出願人は商標局にその名義、住所、代理人の変更申請又は指定商品削減の申請、及び商標譲渡申請を提出することができる。商標登録人名義又は住所変更申請は提出後取り下げることができない。

【コメント】新しい条文。ただし、「商標登録人名義又は住所変更申請は提出後取り下げることができない」以外は全部実行されている。

第三十二条 審査中、商標局は商標登録出願内容に説明又は補正すべき内容があると判断した場合、出願人に「審査意見書」を送信し、出願人にその受領日から三十日以内に説明又は補正することを要求することができる。出願人は期限内に応答しない場合、商標局の審査結果に影響を及ぼすことができない。

【コメント】現在の実務上、形式審査において、審査官が補正すべきところなどを発見した場合、『補正通知書』を発行している。『補正通知書』は主に二種類ある。

1. 状況説明、関連材料の補充を要求するもの（指定商品・役務の記載についてのものも含む）

2. 他の商標についても一括して手続を行うことを要求するもの（主に名義・住所変更手続又は譲渡手続に関するもの）

出願人は『補正通知書』に回答しなければならず、回答しなければ当該申請が受理されなくなる。実体審査段階では、審査官は商標に拒絶理由があると判断した場合、直接的に拒絶通知書を発行する。それに不服がある出願人は拒絶通知書の受領日より十五日以内に商標評審委員会に不服審判を提出するしかない。改正草案により、『審査意見書』は審査官と出願人との間で登録性という実体的問題について交流できるルートを作ることができる。ただし、審査官が出願人により提出された証拠書類を受け入れ、それを審査するかまでは未だはっきりした規定はない。もしそれができれば、将来商標局に提出される審査意見書への応答が大幅に増加し、逆に商標評審委員会に提出される不服審判が大幅に減少することになるだろう。

## 第三十四条

（方案一）

商標登録の出願は、他の者の先の権利を害してはならず、他の者の既に使用している一定の影響のある商標を不正な手段で先に登録することもしてはならない。

【コメント】現行商標法第三十一条と内容は変わらない。

（方案二）

商標登録の出願は、他の者の先の権利を害してはならず、他の者の既に使用している一定の影響のある商標を不正な手段で先に登録することもしてはならない。

2 同一又は類似商品について他の者が中国で先に使用した商標に同一又は類似するものを出願し、出願人が当該他の者との契約関係、取引関係、地域関係又はその他の関係を通して当該他の者の商標の存在を知った場合は、当該商標登録出願を拒絶する。

【コメント】当該（方案二）の第二項は、悪意が明らかでありながら一定の影響力を証明できない商標抜け駆け出願行為を禁止することを目指している。ただし、「地域関係」とはある省であるか、市であるか、それとも他の範囲であるか、どう理解すればよいか分からず、これについては操作しやすい規定をさらに作成する必要があると思われる。

3 登録出願された商標は他の者が非類似の商品における比較的特別顕著性が高く、且つ一定の影響力を有する登録商標を剽窃したものであり、混同を招きやすい場合、その登録を拒絶する。

【コメント】当該（方案二）第三項に増加された「非類似」商品に関する規定は、商標登録人を、区分を超えた抜け駆け出願に対する対応の窮地から、ある程度救うことができる。この条文の適用は商標登録人に対して、特別顕著性のより高い商標の採用を奨励するような規定にもなる。ただし、「一定の影響力がある商標」とは、どう把握すればよいかまだはっきりしていない。その把握程度の良し悪しにより、商標登録人への過保護にもなりうる。したがって、これに関しても、具体的な、操作しやすい規定をさらに作成する必要があると思われる。

第三十五条 初步審査で公告と査定された商標について、商標局は当法の規定に違反するところがあり、又は詐欺的手段もしくはその他の不正手段により登録出願を提出するものであると発見した場合、当該商標の登録が確定する前に初步審査公告を取消することができる。

【コメント】新しい条文。現在は、初步審査で登録と査定され公告された商標については、商標局は積極的にその公告を取消することはできず、第三者による異議申立に頼るしかない。下記の条文で異議申立人になれる第三者の資格が限定されるからには、この条文で補強する必要が出てくる。先行商標権利者や利害関係者でない者は、この方法によってしか登録すべきでない商標の登録を阻止できない。ただし、一番肝心なところは、商標局はどういうルートにより、登録すべきでない商標を「発見」できるのか、ということである。これについては具体的な操作しやすい規定の作成が必要となると思われる。

第三十六条 審査の後予備的に許可された商標に対しては、公告の日から三月以内に、先行権利者又は利害関係者は当該商標登録出願が本法第十三条、第十五条、第十六条、第三十一条、第三十三条、第三十四条の規定を違反すると判断した場合、異議申立をすることができる。期間満了で異議申立がないときは、登録を許可し、商標登録証を交付し、かつ、これを公告する。

【コメント】現行商標法では、如何なる者も異議を申し立てることができることに鑑みれば、これは重要な改正点である。即ち、異議申立人の主体適格を制限している。これが施行されれば、悪意による異議申立の数を大幅に削減できる。ただし、「先行権利者」及び「利害関係者」は具体的にどのような主体を指しているか、更なる定義が必要となる。例えば、商品が非類似と『類似商品及び役務区分表』に明確に記載されているが、商標権利者が係争商標の指定商品が自分の先行商標の指定商品に類似すると主張し、それを理由として「先行権利者」と名乗る場合、受理できるかどうかはまだ疑問である。

第三十七条 出願を拒絶し、公告しない又は公告を取消す商標については、商標局は書面で商標登録出願人に通知しなければならない。商標登録出願人は不服があるときは、通知受領日から三十日以内に、商標評審委員会に不服審判を請求することができる。商標評審委員会は決定をし、かつ、書面で出願人に通知する。

【コメント】現行商標法により、商標審査委員会に不服審判を提出する期限は通知書受領日より十五日以内となっている。改正草案はこれを三十日まで伸ばした。これは不服審判の請求人にとってはいいニュースとなる。実際、出願人や代理人、特に外国の出願人、代理人は「十五日」という期限に不満を抱いている者が多い。

第三十八条 審査を経て予備的に許可され、かつ、公告された商標に対して異議申立があったときは、商標局は異議申立人及び被申立人から事実及び理由を聴取し、調査及び確認の後、登録するかどうかの決定をし、書面にて異議申立人及び被申立人に通知する。

商標局は登録すると決定する場合、被申立人に商標登録証を発行し、且つ、公告する。異議申立人は不服がある場合、本法第四十八条の規定により商標審査委員会に当該登録商標の取消を請求できる。

商標局が登録しないと決定する場合、被申立人は不服があるときには、通知受領日から三十日以内に、商標審査委員会に不服審判を請求することができる。関係当事者は商標審査委員会の決定に不服があるときは、通知受領日から三十日以内に、人民法院に訴訟を提起することができる。人民法院は、商標審査手続の相手側の当事者に第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。

【コメント】異議申立人は登録するという商標局の査定に不服がある場合、商標審査委員会に当該登録商標の取消を請求できるということは、異議決定が異議申立人に不利な場合、それに対して不服審判を提出できなくなり、取消審判に頼るしかないということを意味する。逆に、異議決定が被申立人に不利な場合、被申立人は依然として不服審判を請求できる。

第四十四条 商標登録後に、登録権者の名義、住所又はその他の登録事項を変更する必要があるときは、変更の申請をしなければならない。登録権者名義・住所変更申請は提出された後に取り下げてはならない。

【コメント】現行商標法第二十三条の「変更」に関する条文を第四章に移し、「存続期間更新」の部分とあわせた。変更申請は「取り下げてはならない」と特別に強調している。

第四十五条 登録商標を譲渡するときは、譲渡人と譲受人は、譲渡契約を締結し、共同で商標局に申請しなければならない。譲受人は当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。

2 登録商標の譲渡は、許可後、これを公告する。譲受人は公告日から商標排他権を享有する。

3 登録商標を当事者間の協議により譲渡する場合には、譲渡人と譲受人は商標局に「登録商標譲渡申請書」を提出しなければならない。登録商標譲渡申請の手続きは譲受人により行う。商標局は認可した後、譲受人に相応の証明書を交付し、且つ公告する。

4 登録商標を譲渡する場合には、商標登録人はその同一又は類似した商品について登録した同一又は類似した商標を一括して譲渡しなければならない。一括して譲渡しない場合には、商標局は通知し、期限を限り補正させる。期間内に補正しない場合には、商標登録

人の当該登録商標の譲渡申請は取下げられたものとみなす。商標局はその旨を書面で申請人に通知しなければならない。

5 誤認、混同又はその他の悪影響をもたらすおそれがある登録商標譲渡申請については、商標局はこれを許可せず、書面により申請人に通知し理由を説明する。

【コメント】これは『商標法実施条例』第二十五条の規定を移したものである。

第四十六条 譲渡以外の理由により、商標権の移転が発生する場合には、当該商標権を転得する当事者は関係証明文書をもって、商標局に商標権の移転手続をしなければならない。商標局が許可し、これを公告する。譲受人は公告日から商標排他権を享有する。

2 商標権を移転する場合には、商標登録人は同一又は類似した商品について登録した同一又は類似した商標を一括して移転しなければならない。一括して移転しない場合には、商標局は期限を限り補正させる。期間内に補正しない場合には、当該登録商標移転申請を取下げたものと見なす。商標局は書面により申請人に通知する。

【コメント】これは『商標法実施条例』第二十六条の規定を移したものである。

第四十七条 商標登録人が他人にその登録商標の使用を許諾する場合は、ライセンサーは商標局に登録のために届出なければならない。商標使用許諾は届出がなければ善意の第三者に対抗できない。

【コメント】「商標使用許諾は届出がなければ善意の第三者に対抗できない」と増やしたが、これは『最高人民法院による商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈』第十九条の規定を参考にしたものである。

第四十九条 本法第四十八条の規定により取消した登録商標に対して、その商標排他権は最初からなかったものと見なす。関係登録商標を取消した決定又は裁定は、取消す前に人民法院が既に執行した商標権侵害事件の判決又は裁定、工商行政管理部門が既に執行した商標権侵害事件の処理決定、及び既に履行した商標譲渡又は使用許諾契約に対しては遡及しない。但し、商標登録人の悪意により他人に損失を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

2 前項の規定により商標権侵害賠償金、商標使用料、商標譲渡金を返還しないことが、明らかに公平原則違反となる場合、全部又は一部を返還しなければならない。

【コメント】第一項は現行『商標法実施条例』第三十六条の規定である。第二項は新しく作成されたものであり、公平原則を表している。

第五十一条 商標法における商標の使用とは、生産、経営を目的とし、商標を商品、商品の包装又は容器、及び商品取引書に用い、若しくは広告宣伝、展示及びその他の商業活動に商標を用い、関連公衆をそれが商標としての使用だと思わせられる行為をいう。

【コメント】新しい条文である。現行『商標法実施条例』に類似するものであるが、それとの区別は「関連公衆をそれが商標としての使用だと思わせられる行為」という表現を増やしたというところにある。ただし、ある企業が実際にある登録商標を使用したか、使用の形式問題により、関連公衆に商標の使用だと思われなかった場合、実質上の商標的使用になるかどうかは疑問である。したがって、増やされたこの表現はやはり十分明確ではなく、これから論議されることになる可能性がある。また、O E M生産における商標の使用は商標法上の商標的使用と判断すべきかどうかという以前から議論されている問題については、改正草案では依然として触れられていない。

第五十五条 登録商標が取り消され又は期間満了で更新されないときは、取消又は失効となった日から一年の間、商標局は当該商標と同一又は類似の商標の登録出願について、これを許可しない。ただし、三年間連続不使用取消審判により取り消された商標を除く。

【コメント】改正草案は登録商標が三年間連続不使用により取り消された場合、その取消日から商標局は当該商標を引用し、他の者が同一又は類似する商品において出願される同一又は類似商標を拒絶しないという例外を明確に規定している。実際には、今まではこういう明確な規定はないが、商標局は実務上こういうやり方を実行している。

第六十一条 次に掲げる行為は、何れも登録商標使用の排他権の侵害とする。

(一) 商標登録人の許諾を受けずに、同一又は類似商品にその登録商標と同一又は類似の商標を使用する場合

(二) 登録商標権侵害の商品を販売する場合

(三) 他の者の登録商標の表示を偽造若しくは許可なしで製造し、又は偽造若しくは許可なしで製造した登録商標の表示を販売する場合

(四) 商標登録人の同意を得ずに、その登録商標を変更し、かつ、当該変更商標を使用する商品を市場に投入する場合

(五) 同一又は類似商品において、他の者の登録商標に同一又は類似する標識を商品名称又は外観装飾として使用し、公衆を混同させる場合

(六) 他の者の登録商標の排他権を侵害する行為のために、故意に保管、運送、郵送、隠匿などの便宜を図る場合

(七) 他の者が有する登録商標使用の排他権にその他の損害を与えている場合

【コメント】新しく増やされた二つの項は現行『商標法実施条例』第五十条の規定を移したもの。

第六十二条 他の者の馳名商標を企業名称として使用し、公衆を騙し又は公衆を誤認させる場合、商標権者は人民法院に訴訟を提起し又は省級以上の公証行政管理部門に訴え、当該企業名称の使用停止又は企業名称変更をするように命じることを請求することができる。

【コメント】新しい条文。現行『商標法実施条例』第五十三条の規定に類似する。

第六十三条 登録商標に以下の内容が含まれている場合、商標登録人は他の者による正当な使用を禁止する権利はない。

(一) 当該商品の普通に用いられる名称、図形、型番

(二) 商品の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接に表示したもの

(三) 地名

(四) 商品そのものの性質から生み出された形状

(五) 技術的効果を取得するための商品の形状

(六) 商標に実質的な価値を有するようにさせる形状

【コメント】新しい条文。非商標的な標識の正当使用に関する規定。

第六十四条 本法第六十一条に掲げる登録商標権侵害行為のいずれかをなし、紛争を引き起こしたときは、関係当事者は協議により解決する。当事者が協議を避けたがるか、又は協議が成立しないときは、商標登録人又は利害関係者は、人民法院に訴訟を提起するか、又は工商行政管理部門に処理を請求することができる。工商行政管理部門が処理を行う場合、権利侵害行為と認められたときは、直ちに侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び権利侵害商品の製造用並びに登録商標表示偽造用の道具を没収、処分し、かつ、過料を科すものとする。五年以内に二回以上商標権侵害行為をした者に対し、重く罰を与える。……

【コメント】現行商標法第五十三条に比べ、工商行政管理部門が「五年以内に二回以上商標権侵害行為をした者に対し、重く罰を与える」という規定を増やした。

第六十七条 登録商標権侵害の賠償額は、権利者が侵害された期間中に侵害によって被った実際の損害とする；実際の損害が確定しにくい場合、侵害者が侵害によって受けた利益とする。賠償額には、権利者が侵害行為を差し止めるために支払った適正な支出を含む。

2 前項における権利者が侵害によって被った損害又は侵害者が侵害によって受けた利益が確定しにくい場合は、人民法院が侵害行為の情状により百万元以下の賠償を科する。

3 登録商標権侵害商品であることを知らずに販売する場合、その商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ、商品提供者を示すときは、賠償の責任を負わない。

4 登録商標権者が賠償を請求する際、この直前の三年間において当該登録商標を使用した証拠や他の関連証拠を提出しなければならない。

【コメント】改正草案は元の情状により決められる法定賠償額の上限を五十万元から百万元に引き上げ、侵害者の権利侵害コストを大幅に高め、司法の権威及び威喝力を強化している。改正草案はまた「登録商標権者が賠償を請求する際」の使用証拠提出という要求をしている。したがって、商標権利者は商標の実際使用の証拠書類の保存にもっと力を入れ

る必要がある。なお、この規定は、抜け駆け出願人の利益取得をより難しくしており、抜け駆け出願防止の効果もあると思われる。

改正草案は現行商標法に比べれば、公正及び効率の面で明らかな進歩を示しているが、以上でコメントしたように、まだ整備又は改善すべきところが残っていると思われる。したがって、商標法の第三次改正が最終的に法律として頒布され、施行されるまでには、まだ長い道のりがあると思われる。

#### 日本実務者からのコメント

本稿は、中華人民共和国商標法の第三次改正案草稿に関するものである。正式にこの通り施行されると決まったわけではないが、微調整を加えたうえでほぼこの線に沿った改正がなされるものと思われる。

本稿では、大小さまざまな点で日本国商標法との違いが見いだされる。たとえば、商標の構成要素に音声に加えられている。ハーレーダビッドソンの排気音が商標として認められている米国などとは異なり、日本では音声は商標の構成要素とされていない。この点で、中国の今次改正は米国流に近いものとなっている。米国、中国という知財の二大国が音声を商標として認める方向にある現在、日本でも同様の将来的改正があるかもしれない。

次は、細くなるが、特別顕著性を後天的に獲得した場合の不登録事由からの例外の項である。日本では、商標法第3条第1項第3号～第5号（産地・販売地等の商標、ありふれた氏等、極簡単かつありふれた標章）のみをこの例外適用対象としているのに対して、中国改正案では、大雑把な括りでは、日本でいう第3号と第4号～第6号（識別力のないもの）までを対象としていると考えられる。

実務上重要性が高いと思われるのは、著名商標、馳名商標に関する規定の整備（途上も含む）に関するものである。本原稿を書いている今時点でも、「iPad」なる商標が中国で先行的に（或いは抜駆け的と疑わしい状況で）登録されていたために、米国アップル社が当該商標の侵害者として認定されて同社製タブレット端末の販売停止を広東省恵州市の中級人民法院（地裁）によって命ぜられた報道がなされているように、いわゆる「抜駆け商標」問題は世界的な関心を大きく引き付けている。これまでも馳名商標の抜駆け登録に対する使用禁止を工商行政管理局や人民法院に求めたり登録阻止を商標局に求めたりすることを認める制度はあったが、馳名商標の認定性に関して一定の限界があった。今回は抜駆け登録禁止の規定を重篤化したもので、抜駆け登録禁止をより鮮明にする当局の姿勢を示すことにより、依然としてまかり通る抜駆け的な権利取得行為に警鐘を鳴らし、著名度の高い商標を持つ有力企業の中国に対する法的リスク意識を下げさせる狙いがあるものと考えられる。

次に注目すべきは一出願多区分制の導入可能性である。これまで中国では直接出願においては一出願一区分制という特異な制度を採用していたために、多業種に展開する出願人には不便があった（いわゆるマドプロ出願で中国を指定国に加えるルートによれば一出願多区分指定は可能であった）ところ、利便性を向上させるものと期待される。

商標権の使用許諾については登録を第三者対抗要件として規定している。日本においては、今回の改正により、特許・実用新案・意匠については当然対抗制度（登録をしなくとも第三者に対抗できるとする制度）を導入したが、商標法においてはこれが見送られ、商標の「通常使用権」が第三者対抗力を得るためには、中国の改正草案と同様の登録を第三者対抗要件とする制度が留置されている。

原著者紹介・・・

高翔 中華人民共和国商標弁理士 北翔知識産権代理有限公司 パートナー  
日本語版ホームページ <http://www.peksung.com/jp/hompy/>

日本語訳担当者紹介・・・

王燕 中華人民共和国商標弁理士 北翔知識産権代理有限公司

日本側監修・コメント担当者紹介・・・

友野 英三 日本国弁理士 友野国際特許事務所 所長  
ホームページ <http://www.tomono.org>  
著書：「合衆国特許クレーム作成の実務」他多数。